

横浜市青葉区美しが丘1-9-22
露木建設工業株式会社
代表取締役 酒井 幸治

令和3年10月18日付けで申請があった岩石採取計画の変更については、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の5の規定により、次の条件を付けて認可する。

令和3年12月10日

相模原市長 本村 賢太郎



- 1 所在地 相模原市緑区葉山島字奈良尾1244番1 外33筆
- 2 内容 採取計画変更認可申請書及び添付図書のとおり
- 3 期間 令和3年10月5日から令和8年10月4日まで
- 4 認可条件

- (1) 岩石の採取等は、採石法その他関係法令を遵守するとともに、申請書及び添付書類の内容に従って行い、災害の防止に万全を期すこと。
- (2) 岩石の採取等に係る事業の期間中は、災害防止のため必要な措置を確実かつ効果的に行い、災害が発生した場合には、速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 沈砂池のしゅんせつを常時行う等機能強化に努め、事業区域外へ汚濁水や土砂を流出させないようにすること。
- (4) 騒音、振動等の公害を発生させないように努めること。
- (5) 別記「留意事項」の遵守に努めること。

教 示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

この処分について、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定を受けた場合は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第49条の規定により、裁定書又は決定書の正本が到達した日から60日以内に、公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えを提起することができます。

別記

留意事項

- 1 周辺住民、学校等へ作業内容を周知すること。
- 2 周辺住民からの苦情・要望には、適正に対応すること。
- 3 車両については、過積載の防止や積載物の落下防止等を図ること。
- 4 車両の走行により道路等を破損させた場合は、道路管理者の指示を受け、速やかに補修すること。
- 5 必要に応じて道路清掃及び散水を行うこと。
- 6 必要に応じて交通整理員を配置すること。
- 7 埋戻し作業については、適正な管理を行うこと。
- 8 搬入する場外建設発生土については、土質試験等により設計強度定数以上であることを確認すること。
- 9 土壌汚染や水質汚染を発生させないこと。
- 10 立入り検査等に協力し、指導があったときはその指導に従うこと。